

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年3月8日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月24日から同年4月13日まで縦覧に供する。

平成28年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）南池地区	三豊市建設経済部土地改良課
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （樋門改修事業）戸川池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）入樋片木地区	〃
〃	集落営農推進生産基盤整備事業 （パイプライン新設事業）吉池地区	〃